

「都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」に対する主な意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

寄せられたご意見	国土交通省の見解
<p>国、地方公共団体等が行う開発行為のうち、県消防学校、給食センター、清掃事務所、道路維持事務所、学習館、歴史文化館等に係るものの法令上の取扱いを整理すべきである。</p>	<p>今回の開発許可制度の改正は、我が国が人口減少・超高齢社会を迎える中、様々な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進める観点から、社会福祉施設、医療施設、学校、庁舎等の広域的都市機能を担う公共公益施設について開発許可を要することとすることにより、その適正立地を確保し、無秩序な市街化の防止を図るとともに、良好な市街地環境の確保を図ろうとするものである。</p> <p>ご意見にある施設に係る開発行為については、このような法改正の趣旨にかんがみ、従前のおり開発許可を不要なままとしている。</p>
<p>保育所、幼稚園、認定こども園、診療所、小学校、交番、駐在所、児童館、老人福祉センター、地区体育館等は、法第29条第1項第3号又は法第34条第1号に基づき、市街化調整区域においても立地可能となるよう措置すべきである。</p>	<p>交番及び駐在所並びに国、地方公共団体が設置する体育館については、改正後の都市計画法（以下「新都市計画法」という。）第29条第1項第3号（改正後の都市計画法施行令（以下「新政令」という。）第21条第26号）に該当するため開発許可は不要である。保育所、幼稚園、認定こども園、診療所、小学校、児童館及び老人福祉センターについては、主として周辺の地域に居住している者の利用に供するものとして新都市計画法第34条第1号に該当する場合には、開発許可がなされることとなる。</p>
<p>介護保険法の地域密着型サービス施設等の一定の社会福祉施設は、福祉計画等との整合性を図る形で、市街化調整区域において立地できるように整理する必要がある。</p>	<p>ご提案の施設は、他の社会福祉事業の用に供する施設と同様に、例えば新都市計画法第34条第1号、第10号又は第14号に該当する場合は開発許可がなされることとなる。</p>
<p>都市計画法第43条の許可の基準（政令第36条に規定）として、建築物等の用途、規模等に応じて政令第25条第2号の基準（申請地が接する道路に関する基準）を適用すべきと考える。</p>	<p>新政令第25条第2号の基準は開発行為に対する許可の基準の技術的細目である。一方、新政令第36条の基準は、市街化調整区域のうち開発許可を受けた土地以外の土地において建築物を建築する際に最低限満たすべき基準を都市計画法の観点から規定したものであり、個々の建築物又はその敷地の接道等については、建築基準法において規定されており、建築確認に当たって確認されることとなる。</p>
<p>私立学校は、主として周辺の地域に居住している者の利用に供するものとして、</p>	<p>新都市計画法第34条第1号は、私立・公立の別によらず、主として周辺の地域に</p>

<p>市街化調整区域に必要なものではないか。</p>	<p>居住している者の利用に供するものであるか否かによって適合性が判断される。</p>
<p>市街化調整区域における社会福祉施設、更生保護施設の立地については、規模制限は必要であるが、主として周辺の地域に居住している者の利用に供するものに限定する必要はないのではないか。</p>	<p>近年モータリゼーションの進展等を背景として、市街化調整区域において、社会福祉施設等の公共公益施設が、周辺の土地利用に関わりなく無秩序に立地し、周辺集落等の利用の範囲を超えたサービスの提供を行い、無秩序な市街化の促進を引き起こしている事態が多数出現していることから、様々な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進める観点からこれらの施設について開発許可を要するものとしたものである。</p> <p>したがって、社会福祉施設、更生保護施設については、まちづくりの観点からその立地の適否を判断する必要があり、新都市計画法第34条の基準を適用することが適当であると考えている。</p>
<p>施行令で定める開発許可が不要となる施設は、極力少なくすべきではないか。</p>	<p>今回の開発許可制度の改正は、我が国が人口減少・超高齢社会を迎える中、様々な都市機能がコンパクトに集積したまちづくりを進める観点から、社会福祉施設、医療施設、学校、庁舎等の広域的都市機能を担う公共公益施設について開発許可を要することとすることにより、その適正立地を確保し、無秩序な市街化の防止を図るとともに、良好な市街地環境の確保を図ろうとするものである。</p> <p>新たに開発許可を要することとした公共公益施設の範囲は、こうした観点から決定したものである。</p>

○駐車場法施行令関係

寄せられたご意見	国土交通省の見解
<p>駐車場法施行令第8条関係 車路の幅員は3.5mの規定は、走行する車路に限ることとし、二輪車から下車し駐車ますまで手押しで移動する区間はこの規定の対象外とすること。 または、その場合の車路の幅員は、2.8mとすること。</p>	<p>同条は自動車が円滑かつ安全に走行することができる車路についての基準を定めたものであることから、駐車ますまでの区間についても二輪車に乗車して移動することが想定され、手押しを前提とした幅員を規定することはできず、安全上の観点から、車路の幅員は3.5mとしたものである。</p>